

# 今後の主要論点とこれまでの畜産企画部会における議論の概要

資料 5

これまでの委員の意見等を事務局の責任において整理した

項目	今後の主要論点	関連するこれまでの主な意見(食料・農業・農村政策審議会企画部会における中間論点整理の検討状況を含む。)
<p>1 担い手政策の在り方</p> <p>(現 状)</p> <p>畜産については、土地利用型農業に比べ、経営規模の拡大がある程度、進展。この中で、肉専用種繁殖経営については、小規模経営が大宗。</p>	<p>「担い手」により、畜産物生産が担われ、これにより我が国畜産業の国際競争力の強化が図られるための施策の在り方</p> <p>「担い手」として明確化すべき経営形態の考え方</p> <hr/> <p>・ 一定程度規模拡大が進んでいる酪農、育成・肥育経営について、どう考えるか。</p>	<p>関連するこれまでの主な意見(食料・農業・農村政策審議会企画部会における中間論点整理の検討状況を含む。)</p> <p>施策の集中化・重点化に当たっては、その対象をいかに設定するかが重要な課題となる。(中略)担い手を地域の中から明確にしていくことを意図した認定農業者の考え方は、今後とも尊重していくことが適当である。(第17回食料・農業・農村政策審議会企画部会(以下:「本審企画部会」という。)資料より)</p> <p>担い手の確保や、家族農業経営の活性化と農業経営の法人化の推進など、農業経営の改善に向けた各種施策については、これを望ましい農業構造の実現に効果的に結びつける観点から、これまでの価格政策等のように幅広い農業者を一様にカバーするのではなく、対象を担い手に明確に絞った上で集中的・重点的に実施すべきである。(第17回本審企画部会資料より)</p> <p>水田における農作業の受託組織や畜産関係のコントラクター組織など主として農作業の受託を業務とするサービス事業体については、地域の農業生産を支える様々な機能を果たしており、農地の権利を有していないものであっても、地域農業の担い手の確保という観点から必要な場合には、その機能に応じた施策を講じていくことが適当である。(第17回本審企画部会資料より)</p> <hr/> <p>(酪農)</p> <p>今後、協業化、トレーサビリティJAS認証、放牧の実施、メガファームの登場などの酪農経営の多様化の進展が予測される。このような酪農経営の多様化を踏まえた新たな酪肉近とすることが必要。</p> <p>都府県で生乳の生産量が低下している実態を踏まえると、メガファームが出現することは必然的である。しかし、そのような酪農経営の飼料自給率は、限りなくゼロに近いのではないか。飼料基盤に立脚した酪農の姿は、40頭規模の家族経営であるため、このような経営を力づけていくことが必要。</p> <p>これからの酪農は、乳量を伸ばすため規模拡大してコントラクターを利用した飼料生産と搾乳業者としての分業化の方向と、自給飼料生産を自ら行う経営内完結化の方向に分かれていくのだろう。</p> <p>全国一律ではなく、メガファーム、放牧酪農、山地酪農など、地域の条件にあった多様な酪農経営の姿を示していくことが重要ではないか。</p> <p>酪農経営は、効率化された大規模経営と、自然を活かした放牧経営などの経営と2極化していくのではないか。</p> <hr/> <p>(肉専用種肥育経営)</p> <p>我が国は、繁殖経営と肥育経営が分離しているが、一貫経営への移行という視点も必要ではないか。</p>

項目	今後の主要論点	関連するこれまでの主な意見(食料・農業・農村政策審議会企画部会における中間論点整理の検討状況を含む。)
	<p>・ 経営規模の拡大が進んでいない肉専用種繁殖経営について、どう考えるか。</p> <p>畜産における「サービス事業体」の位置付けについての考え方</p> <p>経営安定のための施策の在り方</p>	<p>(乳用種育成経営)</p> <p>(乳用種・交雑種肥育経営)</p> <p>(肉専用種繁殖経営) 我が国における繁殖めす牛の頭数確保を図るため、大規模専業繁殖経営の育成だけではなく、小規模複合経営を地域ぐるみで支えることが必要ではないか。</p> <p>我が国の零細な繁殖経営基盤を変えていくという視点での対策を講じていく必要があるのではないかと。</p> <p>我が国は、繁殖経営と肥育経営が分離しているが、一貫経営への移行という視点も必要ではないかと。</p> <p>(サービス事業体) 個々の経営だけで全ての作業を行うことは、大変な状況になってきているため、酪農経営の休日確保のためのヘルパー、飼料生産におけるコントラクター、育成段階の外部化のためのキャトルセンター、家畜排せつ物の処理センターなど、地域で支えるシステムの構築が必要。</p> <p>コントラクターは、営農集団としてそのまま存在するタイプと、いわゆるサービス事業体として発展していくタイプがあるが、専業のサービス事業体は、担い手として位置付ける必要。</p> <p>品目別に講じられているすべての経営安定対策について、構造改革の加速化を図る観点から対象となる担い手を明確化し、その経営の安定を図る対策に転換していくことが急務である。(第17回本審企画部会資料より)</p> <p>野菜、果樹、畜産等の部門専門的な営農類型については、対象経営を明確化し、経営の安定性を向上させることを基本に、品目別に検討する必要がある。その際、これら営農類型については、土地利用型農業に比べて経営規模の拡大等の構造改革が一定程度進展している実態も踏まえ、経営体質の強化や消費者のニーズに対応した生産・供給体制の構築等、営農類型ごとの課題に的確に対応したものとする工夫が必要である。(第17回本審企画部会資料より)</p> <p>(品目横断的政策の対象経営としては、)認定農業者であることを基本とすることが適当である。(第17回本審企画部会資料より)</p> <p>国際規律の強化や中長期的な貿易自由化の流れに対応し得るよう、構造改革を通じて農業の競争力の強化を図るとともに、国境措置に過度に依存しない政策体系を構築することが求められている。(第17回本審企画部会資料より)</p> <p>WTOがヤマ場を迎えているが、国境措置に関しては低下することが想定されているところ。これを踏まえた経営所得安定対策が必要なのではないかと。</p> <p>経営安定対策を持続的・安定的に運用していくためには、現行のWTO農業協定において削減約束の対象とされていない「緑の政策」に該当する方向で検討することが適当。(第17回本審企画部会資料より)</p> <p>国際化の進展に対応して、緑の施策への転換が求められているが、牛乳関連施策については、現行の枠組を維持していくのか議論が必要。</p>

項目	今後の主要論点	関連するこれまでの主な意見(食料・農業・農村政策審議会企画部会における中間論点整理の検討状況を含む。)
	<p>人材の育成・確保の在り方(新規就農、女性、高齢者)</p>	<p>農業法人に雇用される形の就農が増加するなど就農ルートが多様化していることに対応し、関係情報の提供や研修など新規就農を支援する施策を拡充する必要がある。また、家族経営協定の締結を促進し、女性の認定農業者の拡大を図るなどにより、女性を担い手として積極的に位置付け、農業経営や地域社会への一層の参画を可能とする環境条件を整備することは、農業経営の発展に資するだけでなく、地域の活性化にもつながる。さらに、第一線を退いた高齢農業者についても意欲・能力に応じて活躍できる環境を整備すべきである。(第17回本審企画部会資料より)</p> <p>生命産業である畜産は、高齢者に適した産業である。高齢者コントラクターや高齢者ヘルパーなど、高齢者の力を利用しながら地域の畜産を支えていくべきではないか。</p>
<p>2 国際化の進展など情勢の変化に対応した施策のあり方</p> <p>(現状) W T O 農業交渉においては、国境措置や国内支持に対する国際規律の強化が議論されている。また、我が国は東アジア諸国等との経済連携の強化に向けた交渉を行っており、その中で関税の撤廃等が議論されているところ。</p>	<p>国際化に対応し得る産業構造の確立に資する政策体系の構築</p> <p>生産段階におけるコスト低減や省力化の推進など経営体質強化のための施策等の在り方</p>	<p>(酪農) 酪農における構造改革については、何をどのように進めるのかを、生産から流通までの各段階で具体的に整理すべき。</p> <p>(肉専用種繁殖経営) 繁殖経営の生産効率向上のため、繁殖めす牛の分娩間隔の短縮、初産分娩月齢の早期化が必要ではないか。</p> <p>我が国の牛肉生産は、世界で最も長期間飼養しており、肥育牛の出荷月齢を早めるため、和子牛の出荷月齢を早める取組が必要ではないか。</p> <p>我が国は、繁殖経営と肥育経営が分離しているが、肥育経営からの一貫化だけでなく、繁殖経営から一貫経営への移行という視点も必要ではないか。</p> <p>(肉専用種肥育経営) 我が国は、繁殖経営と肥育経営が分離しているが、肥育経営からの一貫化だけでなく、繁殖経営から一貫経営への移行という視点も必要ではないか。</p> <p>(乳用種育成経営)</p> <p>(乳用種・交雑種肥育経営)</p>

項目	今後の主要論点	関連するこれまでの主な意見(食料・農業・農村政策審議会企画部会における中間論点整理の検討状況を含む。)
	<p>畜産物の製造・流通・販売コストの低減・合理化のための施策等のあり方</p> <p>消費者ニーズに対応した生産・供給の在り方</p>	<p>(牛乳・乳製品) 酪農における構造改革については、何をどのように進めるのかを、生産から流通までの各段階で具体的に整理すべき。</p> <p>(牛肉) 食肉流通のコスト低減のため、牛肉の部分肉流通を拡大すべきではないか。</p> <p>(牛乳・乳製品) 牛乳の安定供給を図るため、都府県の減少分を北海道が支えている状況にある。今後とも、円滑な牛乳流通のため、北海道と都府県の連携が必要ではないか。</p> <p>乳質は粗飼料に左右されるが、安定した品質の粗飼料生産は難しいことから、乳成分取引基準の見直しに関する議論を進めてもらいたい。</p> <p>消費者が、これ以上の乳脂肪率の向上を望んでいるのかという疑問がある。乳成分取引基準の見直しに関する議論を進める必要があるのではないか。</p> <p>脱脂粉乳の需要拡大のための取組については、ネーミング等に若い人達の意見を入れて、イベント型でない実質的な対策を行う必要。</p> <p>脱脂粉乳の機能成分の調査・研究に加え、脱脂粉乳に対するイメージ、価値観の形成やその要因に関する研究を踏まえ、ニーズや実態にあった脱脂粉乳の消費拡大対策を検討すべきではないか。</p> <p>(牛肉) 牛肉の業務・加工用での利用は輸入牛肉が占めているが、業務・加工用へ乳用種牛肉の利用を拡大していく必要があるのではないか。</p>
<p>3 畜産物の安全・安心の確保</p> <p>(現 状) BSE(牛海綿状脳症)や食品の不正表示問題、高病原性鳥インフルエンザの発生などを契機に国民の食に対する信頼は大きく揺らいでいる状況。このため、産地段階から消費段階に渡るリスク管理の徹底や消費者への的確な情報提供等により、国民の食に対する信頼を回復することが急務。これまで、畜産物に関する事故が発生した際には、消費を控える行動が顕在化。</p>	<p>畜産物の安全・安心の確保に向けての施策等の在り方と消費者の視点に立った的確な情報提供の在り方</p> <p>畜産物の安全・安心の確保に向けての施策等の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家畜衛生関係施策の在り方</li> </ul>	<p>米国におけるBSEの発生による牛肉の輸入禁止や、アジア及び米国における高病原性鳥インフルエンザの発生による鶏肉の輸入禁止という海外における伝染病の発生を起点として、畜産物の自給が必要。</p> <p>現在、牛と豚由来の肉骨粉については焼却処分としているが、安全面で科学的な検証を行った上で、利用を再開すべきではないか。</p> <p>家畜伝染病が発生した場合、複数の都道府県に渡り、移動禁止等防疫措置が実行されることが考えられる。国は国家的な視点で、複数の県間の連携の在り方について検討する必要があるのではないか。</p> <p>生産者は、コスト負担をしながら安全・安心な畜産物を提供しているが、生産資材の安全性までは対応できないため、生産者が生産資材を安心して使える仕組みが必要ではないか。</p> <p>輸入段階や生産者の出荷段階で残留農薬水準等をチェックするようなシステムが考えられないか。</p>

項目	今後の主要論点	関連するこれまでの主な意見(食料・農業・農村政策審議会企画部会における中間論点整理の検討状況を含む。)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼料安全関係施策の在り方</li> </ul>	<p>安全な国産粗飼料を給与された健康な家畜から、畜産物を生産することが自給率向上につながるという視点が必要ではないか。</p> <p>抗菌性物質を飼料添加物として利用しないことによって、家畜への飼料給与量が増えたり、投薬量が増えるなどの逆効果がEU諸国から報告されている。我が国でも、今後、抗菌性物質を飼料添加物として利用しない方向に向かって行くに当たり、適切な飼養管理方法の普及などの施策支援が必要ではないか。</p>
	<p>消費者の視点に立った的確な情報提供の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>畜産に係る食育の在り方</li> </ul>	<p>食育の役割が畜産は大きい。公共牧場のふれあい機能を活用してもっと国民に生産現場を伝える努力をすべき。</p> <p>畜産における食育の視点として、ふれあい牧場における搾乳体験といったものだけではなく、牧場から食卓に至るまでに投入されている様々な関係者の努力といったものも含めて、もっと幅広く捉えた上で、関係省庁との連携を図りつつ、進めていくべきではないか。また、食育は、消費者サイドだけではなく、生産者サイドにも必要ではないか。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>トレーサビリティの普及・定着</li> </ul>	<p>牛乳のトレーサビリティは完成度が高い。表示の内容を担保し、製品の差別化を図る手段として利用できるのではないか。</p> <p>トレーサビリティの普及に当たっては、その目的、役割についての関係者の理解を深めることが必要ではないか。また、効率的で、社会的コストが軽減できる仕組みについて検討すべき。</p> <p>トレーサビリティのコスト負担について、生産段階、流通段階だけでなく、消費者も含めて議論する必要があるのではないか。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の情報提供の在り方</li> </ul>	<p>海外で発生している疾病の情報について、生産者や消費者に伝える仕組みが必要。</p> <p>米国でBSE疑似患畜が発見された際に、59か国が輸入を停止したと聞くと、このような消費者の感心の高い情報については、情報発信を積極的に行うべきではないか。</p> <p>畜産物の安全性について消費者の理解を得るためには、科学的知見とともに畜産物の生産現場の実態について、正しい情報を提供することが重要である。</p> <p>日米牛肉輸入再開に関する協議について、消費者の信頼を損なうことのないよう、食の安全・安心の確保を大前提に米国と協議すべきである。</p> <p>畜産物の安全・安心に関連する新しい制度や規制の内容について、関係者が体系立てて理解できるような説明が必要ではないか。</p>

項目	今後の主要論点	関連するこれまでの主な意見(食料・農業・農村政策審議会企画部会における中間論点整理の検討状況を含む。)
<p>4 飼料基盤に立脚した畜産経営の確立</p> <p>(現状) 飼料作物作付面積は、近年、横ばい、ないし減少傾向で推移し、94万ha(15年)となっているところ。また、収穫量は、飼料作物の作付面積と単収の伸び悩みから、近年、横ばい、ないし減少傾向で推移し、352万ト( TDNベース)となっているところ。</p>	<p>飼料基盤に立脚した畜産経営の育成のための施策の在り方</p> <p>自給飼料を基本とした酪農・肉専用種繁殖経営等の確立のための施策の在り方</p> <hr/> <p>飼料生産とたい肥還元のための耕畜連携の施策の在り方</p>	<p>放牧などを活用した自給飼料による安全な畜産物生産を行っている経営はあるものの、数少ないことから、それが消費者にまで伝わっていないことが残念。安全で安心な日本型畜産のためには、自給飼料基盤に立脚した大家畜経営により畜産物生産が担われる構造とすることが必要。</p> <p>酪農の発展のためには、人、牛、土地(草)のバランスのとれた発展が大事。</p> <p>飼料自給率の食料自給率への寄与度は小さいものの、少しでも食料自給率を上げるためには、飼料増産をしっかりと進めるべき。</p> <p>100頭規模になると、飼料自給率を上げることが困難になる。飼料自給率とスケールメリット両方をねらうことは難しいのではないか。</p> <p>我が国の気候条件の下で、自給飼料生産の試行錯誤を繰り返して、現状の飼料自給率に至っている。飼料自給率の向上には、日本をブロック化して議論することが必要ではないか。都府県の酪農経営に対し、飼料自給率を上げるとは無理な話。</p> <p>「土地利用型酪農」は国土政策としての位置づけもあるように、酪農政策の中だけでなく、より広い農業政策の中で見直し、再編について議論することが必要ではないか。</p> <hr/> <p>畜産農家から発生したたい肥の活用、耕種農家における稲発酵粗飼料の生産、食品産業における残さの飼料利用といった資源循環型の大家畜経営の展開が必要。</p> <p>休耕田を活用した自給飼料生産を行うべきではないか。また、JAなどで借り上げて、自給飼料生産を行い、それを供給するという考え方もあるのではないか。</p>

項目	今後の主要論点	関連するこれまでの主な意見(食料・農業・農村政策審議会企画部会における中間論点整理の検討状況を含む。)
	<p>多様な大家畜畜産経営の展開と存立基盤の整備の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域連携型の畜産経営の展開(コントラクターによる作業の外部化の推進等)の在り方</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営内完結型の畜産経営の展開(放牧を含む自給飼料生産主体による経営)の在り方</li> </ul>	<p>酪農家が規模拡大を進める中、草づくりに手が回らなくなってきており、この部分をコントラクターなどの外部化により、カバーしていくことが必要。</p> <p>府県の酪農家は、土地を持たない場合が多い。その中で、休耕田を利用する等の努力をして自給飼料生産を行っている。より自給飼料の生産を高めるためには、酪農家自身の努力だけではなくコントラクター等への外部化が必要である。</p> <p>コントラクターの活用は有効と考えているが、粗飼料は良質、安定供給、低コストであることが必要であり、機械の大型化や収穫期の異なる品種の選定により、コントラクターの作業の効率化を図るべき。</p> <p>今後、コントラクター組織は專業集団化していく。地域ではこうした集団を引っ張る人材が必要となる。人材が確保できないところは育成や発掘が必要。</p> <p>コントラクターは、営農集団としてそのまま存在するタイプと、いわゆるサービス事業者として発展していくタイプがあるが、專業のサービス事業者は、担い手として位置付ける必要。</p> <p>酪農の分業化の方向はコントラクターに依存していくこととなるが、コントラクターが倒れると農家も倒れる。コントラクターの課題について分析する必要がある。</p> <hr/> <p>草地更新を簡易に行うため、不耕起栽培など農家段階でも工夫できるような肥培管理の手法を普及していくことが必要。</p> <p>牧草の優良品種を普及させるべきではないか。</p> <p>輸入乾草について、価格に反映するような品質基準を作るべき。輸入乾草の品質基準を作ることにより、自給飼料の品質を見直す良い機会になるのではないか。</p> <p>東北地方における繁殖めす牛の戸数、頭数とも減少している。このため、水田地帯への繁殖経営の導入や水田における飼料作物生産を振興すべきではないか。また、山口県で行われている耕作放棄地等を利用した移動式放牧を推進していくべきではないか。</p>

項目	今後の主要論点	関連するこれまでの主な意見(食料・農業・農村政策審議会企画部会における中間論点整理の検討状況を含む。)
<p>5 家畜排せつ物の適正な処理及び利用の促進</p> <p>(現状) 家畜排せつ物法管理基準の適用猶予期限(16年10月末)までに施設整備目標を達成するため、計画的な家畜排せつ物処理施設の整備を推進中。</p>	<p>耕畜連携によるたい肥の利用促進等に向けての施策の在り方</p>	<p>畜産農家から発生したたい肥の活用、耕種農家における稲発酵粗飼料の生産、食品産業における残さの飼料利用といった資源循環型の大家畜経営の展開が必要。</p> <p>家畜排せつ物問題は、昔、たい肥や液肥として利用され、畜産が耕種と密接に連携をして、環境とマッチした農業をやっていた。環境保全的な農業の中心的な役割を果たすのは畜産であると考えられるため、他の耕種部門との関連性を考えながら、環境保全的な農業と一貫で畜産を考えていく必要。</p> <p>ふん尿処理を初めとした環境の問題が一つのキーワードになると考えている。経営類型を設定する場合、環境負荷も意識して計画を作る必要がある。消費者の視点からもこうした意識が必要。</p>
<p>6 家畜の能力向上と新技術の開発・普及の促進</p> <p>(現状) 家畜改良、飼養管理技術の高度化により、クローン技術、雌雄産み分け技術や自動搾乳装置、自動ほ育装置などの開発・普及に向けての取組が進められているところ。</p>	<p>家畜改良及び新技術の普及・定着を図るための施策の在り方</p> <p>家畜改良の方向</p> <hr/> <p>改良及び新技術の普及・定着の在り方</p>	<p>放牧酪農に適應する家畜改良を検討すべきではないか。</p> <p>改良については、消費者ニーズを的確に把握すべきではないか。</p> <p>繁殖経営の生産効率向上のため、繁殖めす牛の分娩間隔の短縮、初産分娩月齢の早期化が必要ではないか。</p> <hr/> <p>トウモロコシ用の裁断型ロールペーラーを普及させるべきではないか。</p> <p>受精卵移植技術による生産拡大を図るため、どこに課題があるのか検証すべきではないか。</p>